

洋上風力発電設備設置船に関する事項

改正規則等

鋼船規則 U 編, O 編及び P 編
鋼船規則検査要領 U 編, O 編及び P 編
無線設備規則検査要領

改正事項

洋上風力発電設備設置船に関する事項

改正理由

鋼船規則 O 編 11 章には洋上風力発電設備設置船に適用する要件を規定しており、当該要件は自航する船舶を想定している。一方、近年においては自航しない洋上風力発電設備設置船も計画されるようになっており、適用すべき要件の明確化が求められている。

そのため、当該船舶に適用する要件を明確とすべく検討を行うとともに、鋼船規則 O 編 11 章において船舶の形式に応じて適用する要件が明確となるよう総合的に見直しを行った。このため、本検討結果に基づき、関連規定を改めた。

併せて、洋上風力発電設備設置船等の揚貨作業を行う船舶を対象に、IMO 第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において採択された揚貨作業中の非損傷時復原性要件 (決議 MSC.415(97)) を参考に、揚貨作業中の復原性基準の関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は以下の通り。

- (1) 甲板昇降型の洋上風力発電設備設置船については、海洋構造物として原則 P 編の要件を適用するよう改めた。
- (2) 最大搭載人員の多い洋上風力発電設備設置船を含む海洋構造物については、特別な考慮を払うよう規定した。
- (3) 揚貨作業を行う船舶に対する、揚貨作業中の復原性要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 U 編 1.1.1

鋼船規則 O 編 1.2.6, 3.2.1, 3.2.2, 11.2.1, 11.2.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12, 11.13, 11.14

鋼船規則 P 編 11.1.4, 12.1.2, 12.1.3, 12.1.5, 12.1.6, 12.1.8, 14.1.1

鋼船規則検査要領 U 編 U1.1.1, 附属書 U1.1.1-3.

鋼船規則検査要領 O 編 O1.2.6, O3.2.1, O3.2.2, O11.2.1, O11.2.2, O11.7, O11.8, O11.9, O11.10

鋼船規則検査要領 P 編 P11.1.4, P12.1.3, P12.1.5, P12.1.6

無線設備規則検査要領 1.1.4